

「2020年東京オリンピック・パラリンピック  
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成28年1月20日（水）

都庁第一本庁舎33階南塔 特別会議室S6

(午前10時00分開会)

○川道オリパラアセスメント担当課長 皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、委員の皆様におかれましては御出席いただきましてありがとうございます。

初めに、評価委員会を公開で行うことにつきまして、平成25年12月の評価委員会で既に御了承いただいておりますので、本評価委員会は公開で行わせていただきます。

傍聴の方は途中退席されても結構です。なお、御発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

本日は、次第にございますように、アーチェリー会場（夢の島公園）環境影響評価書案に関する意見聴取と、選手村について評価書の報告を行います。

それでは、柳会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

○柳会長 分かりました。

委員会として年が改まって最初の委員会ということですので、どうぞ今年もよろしく願います。

それでは、議事に従って進めていきます。

議事1、アーチェリー会場（夢の島公園）実施段階環境影響評価書案に係る意見聴取です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 今回、アセス実施者でありますオリンピック・パラリンピック準備局より、環境局長宛てにアーチェリー会場（夢の島公園）の評価書案の送付を受けましたので、本日、意見聴取の手続に入るものでございます。

評価書案につきましては、こちらのピンク色の冊子の一番上にあるものでございます。

まず、意見聴取につきましてのかがみの文章ということでございまして、お手元の資料1をご覧ください。配付しております次第の左肩をホチキスでとじていますけれども、4枚ぐらいめくっていただきますと、資料1というのがございます。

こちらのお手元の資料1を読み上げさせていただきます。

平成28年1月20日

2020年東京オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会

会長 柳 憲一郎殿

東京都環境局長

遠藤雅彦

「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号環境局長決定）の規定に基づき、2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会に下記事項について意見聴取する。

記

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会アーチェリー会場（夢の島公園）実施段階環境影響評価書案。

以上でございます。

こちらにつきまして、意見聴取させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、アーチェリー会場（夢の島公園）実施段階環境影響評価書案につきまして、アセス実施者でありますオリンピック・パラリンピック準備局のほうから説明いたします。

なお、本評価書案の審議につきましては、次回以降の委員会をお願いできればと考えております。

○西沢施設輸送計画課長 おはようございます。オリンピック・パラリンピック準備局大会準備部の西沢と申します。私のほうから評価書案の説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

東京2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会におきますアーチェリー競技の会場といたしましては、江東区に所在しています、都立の夢の島公園の中に整備する計画となっております。

大会時に使用されるアーチェリー競技の主な施設といたしましては、ランキングラウンドと呼ばれる、いわゆる予選のようなものに相当するフィールドと、マッチプレーと呼ばれる決勝などを行う、これも広いフィールドになりますが、これら2つのフィールドを整備するものが主な整備内容となっております。

ランキングラウンドと呼ばれる予選会場につきましては、公設施設として残していく施設。決勝会場のマッチプレーと呼ばれるフィールドは、仮設で大会のときのみ整備する施設ということで計画してございます。

これらの施設の整備におきましては、恒設会場となります予選会場、ランキングラウンドと呼んでおりますが、これを整備する場所は、現在、公園の中の多目的コロシアムと呼ばれておりますが、すり鉢状のくぼ地というのでしょうか、円形のくぼんだ土地になってございまして、会場の整備に当たりまして、そのすり鉢状の場所に土を盛り込む盛土工事をまず行うこととなりますので、今回の評価書案では盛土工事を対象として作成してございます。

評価書案自体は、先ほどのとおり、お手元でございますので、よろしく御審議をお願いできればと思っております。

なお、この評価書案につきましては、1月18日に環境局長に提出させていただいたとともに、その日からホームページで公表いたしまして、3月2日までの間、都民の方々の意見を募集しているところでございます。

では、評価書案の詳しい中身につきましては、担当のほうから説明をさせていただきます。  
○オリパラ準備局 それでは、環境影響評価書案の御説明をさせていただきます。

お手元のピンク色のアーチェリー会場（夢の島公園）環境影響評価書案という冊子に基づいて御説明をさせていただきます。

まず、めくっていただきまして3ページ、「アーチェリー会場（夢の島公園）の概略」と書いてございます。下のほうに写真が入ってございますけれども、ちょうど中央ぐらいに「予選会場」と書いてございます。こちらが新設恒設の予選会場の位置でございます。

その左隣に「決勝会場」と書いてございますが、こちらが仮設の施設になりまして、現段階ではそちらの計画については未定であるということでございます。

新設の予選会場につきましては、盛土工事を行って、その後、必要に応じて工作物等の設置を行う計画でございますけれども、そちらの盛土以外の計画についても、現段階では未定となっております。そのため、本評価書案では新設の予選会場の盛土工事を対象にしてございます。

続きまして、6ページ、アーチェリー会場の調査計画書からの修正点をまとめたものになります。

まず、一番上の「会場の概要」というところで、「施設計画の具体化に伴い、配置計画、緑化計画等を整理した」ということで、本評価書案のほうで少し具体的に記載しております。

後ほど御説明いたしますけれども、これらの施設の計画の具体化に伴いまして、その下の「環境影響評価の項目」でございますけれども、一部調査計画書のほうから少し変更になっているということがございます。こちらについては後ほど御説明させていただきます。

続きまして、7ページ目、「アーチェリー会場（夢の島公園）の計画の目的及び内容」でございます。

まず、「目的」のところでございますけれども、3行目、本予選会場につきましては、2020年東京大会後はアーチェリーを中心に都民・公園利用者に対してさまざまなスポーツの機会を提供していくことを想定した事業でございます。

「位置」でございますけれども、9ページの航空写真をご覧いただければと思います。こちらには赤い点線で囲った範囲が予選会場の計画地となっております。今の夢の島公園のところ、くぼんだ多目的コロシウム、「円形広場」と評価書案のほうでは入ってございますけれども、こちらの範囲を盛土するということになりまして、盛土する工事の施工範囲といたしましては、約2万平米となっております。

計画地の南側のほうにいきますと、JR、メトロ、りんかい線の新木場駅がございます。それから、これらの鉄道と計画地の間に首都高湾岸線ですとか、一般国道357号（湾岸道路）と言われているような大規模な道路がとおっているというエリアでございます。

続きまして、10ページ目の「事業の基本計画」でございます。

まず、配置計画でございますけれども、先ほど申し上げた予選会場は円形広場に配置する計画としてございます。その西側に隣接する陸上競技場には、決勝会場を配置する計画ですけれども、こちらの詳細については現段階では未定となっております。

発生集中交通量及び自動車動線計画でございますけれども、今回、予選会場の整備に当たりまして、新たな駐車場整備は行わないということになってございますので、発生集中交通量は現状と同程度と考えてございます。

駐車場につきましては、今、申し上げたとおり、新たな整備は行わず、既存の駐車場を利用することを考えてございます。

歩行者動線計画でございますけれども、12ページの地図をご覧いただけますでしょうか。計画地の南側に新木場駅がございまして、そこから道路を伝ってゆうかり橋という歩道橋を経て、夢の島公園の中にアクセスするという動線計画になってございます。

バス停といたしましては、計画地の西側のところに夢の島バス停がございますので、こちらからゆうかり橋もしくはかもめ橋という歩道橋を渡っていただいてアクセスするという計

画になってございます。

それから、13ページ目、設備計画でございますけれども、今回の工事については盛土を行うものでございまして、その上の工作物等の諸元が現段階で未定ということもございまして、上水給水設備、電力、熱源等々の計画については現段階では未定となっております。

廃棄物処理につきましては、法令等に基づいて適切に処理を行う計画としてございます。

緑化計画でございますけれども、緑についての考え方といたしまして、緑地空間としての機能の維持、外来種に関する対策による適切な生態系の保持、過密な植栽密度による視界閉塞を緩和することによる公園利用時の安全性の向上など、園内環境の向上に貢献するような計画としてございます。

計画地内に存在する樹木については、樹木診断等を行いまして、生育不良木や枯死木など、健全度が高くないもの、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとしてございまして、ケヤキ、サクラ、トチノキ等の健全度が良好で樹形のよいものを中心に、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行うこととしてございます。

その結果、計画地内における樹木約480本について、40本を移植し、440本を伐採する計画としてございます。移植・伐採後につきましては、約1万7,000平米の張芝を行うことで、まとまった芝生広場を引き続き確保する計画としてございます。

移植先につきましては、園内計画地南側に高密度に生育する外来種のトウネズミモチというものがございまして、そちらを伐採いたしまして、そのスペースを確保する予定でございまして。

続きまして、14ページの「施工計画」でございまして。工事の工程といたしましては、平成28年度から30年度までの31カ月を予定してございます。

工事の内容でございますけれども、まず、盛土工事といたしまして、円形広場に約4万4,000立米の盛土を行います。

それから、樹木整理といたしまして、先ほど申し上げた440本の樹木につきまして、40本を移植、残りの樹木については伐採するという予定でございまして。

予選会場整備工事といたしまして、フィールド部分について、約1万7,000平米の張芝を行います。

最後にオーバーレイ工事といたしまして、大会時に使用する仮設の競技用施設や工作物等を追加設置する工事を予定してございますけれども、現段階では工作物等の設置についての詳細な計画は未定となっております。

工事用車両につきましては、16ページの図面をご覧くださいませでしょうか。主に沿道環境への配慮といたしまして、湾岸道路をメインの走行ルートと考えてございまして、そこからアクセスするような経路を考えてございませ。

工事用車両の台数といたしましては、基本的には盛土工事がメインになりますので、大型車1日50台程度になるのではないかと考えてございませ。

以上の事業の計画を踏まえまして、環境影響評価の項目といたしまして、21ページから記載をございませ。

まず、21ページの文章のところですけども、先ほど申し上げたとおり、仮設工作物などの大会の開催中にかかわる環境影響要因は対象としてございませ。それから、予選会場の競技用施設や工作物等のオーバーレイの計画についても、現時点では具体的な計画は未定ということもございませので、これらにつきましては、今後の計画の熟度に応じて再度、環境影響評価について検討を行いたいと考えてございませ。

具体的に、環境影響評価項目の選定したものが22ページ、23ページになります。24ページにその理由を記載をございませ。

まず、「生物の生育・生息基盤」につきましては、施設の建設に伴う影響が考えられるだろうということで、選定をございませ。「生物・生態系」「緑」につきましても同様に施設の建設に伴う影響が考えられるということで選定をございませ。

「自然との触れ合い活動の場」につきましても、施設の建設に伴って、場の消滅や改変が生じる可能性が生じる可能性がありますので、選定をございませ。建設機械の稼働に伴って、触れ合い活動の阻害などが生じる可能性がありますので、選定をございませ。工事用車両が走行しますので、利用経路に与える影響についても選定をございませ。

23ページ、「廃棄物」と「エコマテリアル」につきましては、今回、工事を行うことがございませので、そちらで選定をございませ。

下のほうに行ってくださいまして、「公共交通へのアクセシビリティ」と「交通安全」につきましても、工事用車両が走行するというので、選定をございませ。

選定しなかった項目についてでございますけれども、25ページにその理由を記載をございませ。

まず、「大気等」でございますけれども、工事用車両の台数としてはおおむね50台程度かなと考えてございまして、周辺の道路といたしましては、明治通りで2万7,000台/日、湾岸道路と首都高で合計で14万2,000台/日というようなものと比べますと、わずかであるかなと思

いますので、工事用車両の走行が考えられる沿道に住居が存在しないということもござい  
ますので、工事用車両の増加に伴う影響はほとんどないと考えてございます。

建設機械につきましても、本件につきましては大規模な工事を実施するものではございま  
せんので、大気汚染物質の寄与率はバックグラウンド濃度に対してもわずかであろうとか考え  
てございます。

「水質等」につきましては、公共下水道に放流するというところでございます。

「土壌」につきましては、計画地は廃棄物処分場として昭和42年に竣工した埋め立て地にな  
ってございます。その廃棄物層の上に、公園整備に伴う客土がなされた地中構造を有して  
いますが、有害物質に汚染された土壌を埋め立てたという経緯はございません。それから、  
環境確保条例に基づく土地履歴の調査の結果、計画地は昭和53年に夢の島公園として開園し  
てございますが、それ以前については土地利用がなされておりました。その後、現在  
に至るまで計画地に有害物質の取り扱い事業場が存在したという履歴はございません。それ  
から、本計画は盛土を行うものであって、廃棄物底面化の土壌の改変を生じるものではない  
ということ。

開催後につきましては、事業活動で土壌汚染に影響を及ぼすおそれのある要因はないとい  
うことから、土壌汚染のおそれはないかなと考えてございます。

ただ、工事の実施に伴いまして、新たに土壌汚染が確認された場合につきましては、対策  
を講じるとともに、フォローアップの報告をさせていただきます。

続きまして「水循環」でございませけれども、本事業は埋め立て地に盛土、張芝を行うも  
のだけでございますので、水循環に影響を及ぼすおそれはないと考えてございます。

「騒音・振動」につきましては、「大気等」と同様でございませけれども、工事用車両の  
台数が非常に少ないということ、それから、沿道に住居が存在しないということから、工事  
用車両の走行による影響はほとんどないと考えております。それから、建設機械の稼働に伴  
う影響につきましても、計画地周辺には住居が存在しないということから、影響はないのか  
なと考えてございます。

「日影」と「景観」につきましては、今回、盛土工事を行うものでございまして、建築物  
の新設は行わないことから、選定をしてございません。

「歩行者空間の快適性」につきましては、計画地が夢の島公園内に位置しており、公共交  
通機関から施設への歩行者経路に変化を生じないということから、選定をしてございません。

「史跡・文化財」につきましては、夢の島公園に位置しているため、計画地内に史跡・文



化財は存在しません。昭和40年ごろに竣工した埋め立て地でございますので、埋蔵文化財包蔵地も存在してございません。今後、確認された場合は、フォローアップの報告書で明らかにさせていただきます。

それから、「水利用」につきましては、現段階で工作物の計画の諸元が未定であるということなので、今後の計画の熟度に応じてまた再度検討をさせていただきます。

「温室効果ガス」と「エネルギー」につきましては、建設機械の稼働に伴うものにつきましては、限られた工事期間内、敷地内での稼働のため、影響は小さいのかなと考えてございます。それから、工作物等につきましては、現段階では計画が未定ということもございますので、今後の計画の熟度に応じて再度検討させていただければと考えてございます。

26ページ、「土地利用」につきましては、夢の島公園に位置しており、計画地内に自然地や未利用地が存在しない。

「移転」につきましても、計画地内に住宅や店舗等が存在しない。

「地域分断」につきましても、地域住民等の生活動線となる道路の分断を生じないということで、選定をしてございません。

その下の「スポーツ活動」から「環境への意識」「衛生」「経済波及」「雇用」「事業採算性」の項目につきましては、ほかの施設も同様でございますけれども、個別の施設ではなくて、全体計画で評価するということになってございますので、選定してございません。

「安全」につきましては、今回、建築物の新設を行わないことから、選定してございません。

「消防・防災」につきましても、同様でございます。

「交通渋滞」につきましては、工事用車両の台数が現況交通量と比べてわずかであろうということで、影響は軽微であると考えてございます。

以上、選定した項目、選定しなかった項目についてまとめさせていただきました。

続きまして、選定した項目についての環境影響評価の内容につきまして、御説明させていただきます。

まず、「生物の生育・生息基盤」でございますが、38ページに現存植生図という地図がございますので、そちらをご覧くださいと思います。

赤い点線で囲ったところが計画地でございます、その中央部分に円形広場がございます、現状では芝群落が広がっております。その円形広場の外周に常緑広葉樹、落葉広葉樹等の植栽が広がっているというのが現状でございます。こちらの赤点線の範囲の中を今回、

盛土するということになります。

それに際しまして、43ページに「ミティゲーション」を記載してございます。予測に反映した措置といたしまして、計画地内に生育する落葉広葉樹のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約40本を選定し、外来種の常緑広葉樹の生育箇所に移植するという計画にしております。

その結果を踏まえまして、評価の結果でございますけれども、事業の実施により、計画地内の常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽樹林群の伐採、草地や土壌の改変が行われ、生物・生態系の賦存地が減少いたしますが、予選会場を円形広場に配置し、公園内の既存樹木への影響を低減する計画としてございます。また、計画地周辺の生物・生育基盤の改変は生じません。

事業の実施に当たりましては、計画地内に新たな樹木による緑化は行いませんが、計画地内に生育する在来種の落葉広葉樹の一部を園内計画地南側の外来種の生育箇所に移植する計画としてございます。それから、計画地内に事業の実施前と同様に、新たに約1万7,000平米の張芝を行う計画としてございますので、生物生態系の賦存地の復元を図ることができるかと考えてございます。

以上のことから、計画地における生物・生態系の賦存地は一部減少するものの、計画地周辺も含めた生物・生態系の賦存地としては維持されると考えてございます。

続きまして、「生物・生態系」でございます。

こちらも「生物の生育・生息基盤」と同様でございますが、87ページに「ミティゲーション」を記載してございます。

予測に反映した措置といたしまして、先ほど申し上げたとおり、移植をする計画であるということと、フィールドに約1万7,000平米の張芝を行う計画としてございます。

その結果を踏まえて、「評価」でございますけれども、事業の実施により、計画地内の樹木の伐採、草地や土壌の改変が行われ、動植物の生育・生息環境が減少いたしますが、予選会場を円形広場に配置し、公園内の既存樹木への影響を低減する計画としてございます。

88ページ、計画地内には新たな樹木による緑化は行いませんが、事業の実施前と同様に張芝を行う計画としてございます。それから、高木40本を園内計画地南側に移植する計画として、外来種を伐採したスペースに移植することで、外来種対策に寄与するとともに、公園内における動植物の生育・生息環境の改変は低減されるかと考えてございます。

以上のことから、計画地における生育・生息環境が一部減少するものの、計画地周辺も含めた公園内の生物・生態系の現況は維持されるとかと考えてございます。

続きまして「緑」でございます。

こちら「ミティゲーション」を95ページに記載してございます。

予測に反映した措置でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、移植する計画とされているということと、張芝を行う計画ということでございます。

評価の結果でございますけれども、計画地内の樹木の伐採が行われ、約5,000平米の樹木が減少いたします。事業の実施に当たりまして、計画地内に新たな緑化は行いませんが、高木約40本を外来種の生育箇所に移植する計画としてございます。外来種に関する対策に寄与し、過密な植栽密度による視界の閉塞を緩和することで、公園利用時の安全性向上につながると考えてございます。それから、計画地内には1万7,000平米の張芝を行う計画としておりますので、現状における公園内の開放的な緑地空間の機能は維持されるかと考えてございます。

以上のことから、計画地における樹林としては、一部減少するものの、高木の移植や張芝による緑地空間の創出が図られると考えてございます。

続きまして「自然との触れ合い活動の場」でございます。

こちら、現況どうなっているのかというのを少し御紹介すると、100ページに計画地周辺の触れ合い活動の場の分布状況を示してございます。計画地そのものが夢の島公園という触れ合い活動の場の中にあるということがまずございまして、周辺現況調査を行いますと、散策ですとか休息などで利用されているような状況でございます。

計画地の中、あるいは周辺をぐるっと囲むように臨海散策コースというような歩道が整備されているという状況でございます。

109ページに「ミティゲーション」の記載をしてございます。

予測に反映した措置でございますけれども、まず、フィールドには張芝を行う計画とされているということ。それから、建設機械や工事用車両につきまして配慮することで、大気汚染や騒音・振動の低減に努めるということ。工事用車両が一部夢の島公園内を通過するということが考えられますので、公園内の園路等を占用する工事を行う場合には、代替路を設定するとともに、交通整理員の配置等を行いまして、周辺施設へのアクセス経路を確保する計画としてございます。

それらを踏まえまして「評価」でございます。まず、1点目の触れ合い活動の場の消滅の有無または改変の程度でございますが、計画地内の自然との触れ合い活動の場と遊歩道、先ほどの臨海散策コースの一部については改変されることとなりますが、フィールドには張芝を行う計画であり、新たな触れ合い活動の場が創出されるものと考えてございます。

したがいまして、周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持され、かつ、計画地内に新たな自然との触れ合い活動の場が創出されると考えてございます。

触れ合い活動の阻害または促進の程度でございますが、建設機械の稼働、工事用車両の走行により、周辺の触れ合い活動が阻害されるおそれがありますが、排出ガス対策型の建設機械や低騒音型の建設機械の採用や、低公害型の工事用車両の採用などを図りまして、その影響を低減してまいりたいと考えてございまして、その結果として、触れ合い活動の現況としては維持されるのかなと考えてございます。

触れ合い活動の場までの利用経路でございますけれども、まず、工事用車両の走行については、近接する自然との触れ合い活動の場への利用経路が駅やバスから歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されておりますので、一般歩行者の通行は現状と変化しないと考えてございます。それから、夢の島公園内の園路等を占用する工事を行う場合には、代替路を設定すると、アクセス経路を確保する計画としてございますので、利用経路は維持されると考えてございます。

続きまして、「廃棄物」でございます。

今回の計画は、盛土を行うというものでございますので、あまり工事中の廃棄物が出てこないと考えてございます。

119ページの「ミティゲーション」をご覧くださいければと思います。盛土するにあたりまして、一部既存樹木を伐採するというのもございますのでそういった伐採樹木というものが廃棄物として出てくるかなと考えてございます。

したがいまして、ミティゲーションといたしましては、まず、なるべく伐採樹木の数を減らすということもありまして、高木40本の移植を行う計画としているということでございます。

伐採したものにつきましては、中間処理施設のほうに搬出してリサイクルとしての利用を検討していく計画としてございます。

それらを含めまして「評価」でございますけれども、伐採樹木についてはマテリアルリサイクル等々について検討するとしてございます。

「エコマテリアル」でございます。

こちら盛土工事でございますので、あまりエコマテリアルの資材等々を使うわけではございませんが、131ページ、エコマテリアルに関する東京都の目標等といたしまして、東京都環境物品等調達方針（公共工事）というものがございまして、その内容を整理してございま

す。その表の中に「建設発生土の有効利用を図るもの」と書いてございますので、こういった観点を踏まえまして、134ページに「ミティゲーション」を記載してございます。

今回、盛土を行うというものでございますので、盛土材については環境物品を利用するように努める計画であるということと、東京都環境物品等調達方針を踏まえて建設発生土の有効利用を積極的に進めるという計画にしております。

それを踏まえまして、135ページの「評価」でございませけれども、建設工事に当たりましては、東京都環境物品等調達方針に基づきまして、建設発生土等の有効利用や環境影響物品等の使用抑制を図るということで、エコマテリアルの利用が図られると考えてございます。

続きまして、「公共交通へのアクセシビリティ」でございませ。

こちらは、143ページに周辺公共施設からのアクセス経路の状況について記載をしております。鉄道駅といたしましては、計画地南側の新木場駅からゆうかり橋を通過してアクセスする経路。夢の島のバス停からはかもめ橋やゆうかり橋を通過してアクセスする経路がございませ。こちらの経路につきましては、現況ではマウントアップやガードレールの安全施設との組み合わせにより、歩車分離がされているという状況でございませ。

145ページに「ミティゲーション」を記載してございませ。

予測に反映した措置でございませけれども、まず、工事用車両は基本的には湾岸道路を利用する計画としているということ。工事用車両の出入り口には交通整理員を配置するということ。公園内の園路等を占用する工事を行う場合には、代替路を設定するということ。工事用車両の走行に当たっては安全走行を徹底するという計画にしております。

それを踏まえまして、「評価」でございませけれども、夢の島公園へのアクセス経路につきましては工事用車両が走行する計画でございませけれども、工事用車両の走行に当たっては交通整理員の配置を行いまして、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないように配慮をするほか、安全走行を徹底いたします。それから、公園内の園路等道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定し、アクセス経路を確保いたします。

したがいまして、夢の島公園へのアクセスの所要時間に大きな変化は生じないと考えてございませ。

続きまして、「交通安全」でございませ。

こちらが150ページに計画地周辺の主要な公共施設をプロットしてございませ。計画地周辺、工事用車両が走行するルート周辺には、公共施設はあまり見当たらないというのが現状でございませ。

153ページに「ミティゲーション」を記載してございます。

予測に反映した措置でございますけれども、交通整理員の配置、代替路の設定、安全走行の徹底、公園利用者の通行を優先するというような計画にしております。

それを踏まえまして、「評価」でございますけれども、夢の島公園へのアクセス経路につきましては、工事用車両が走行する計画でございますが、工事用車両の走行に当たっては交通整理員の配置などにより、一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底いたします。公園内につきましては、通行規制が生じる場合には、代替路を設定し、交通安全を確保する計画としてございますので、歩行者の交通安全については確保できるのかなと考えてございます。

少し駆け足になりましたが、評価書案の説明については以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

本日は、この評価書案の説明を受ける日でありまして、本格的な審議は次回以降ということで予定しておりますけれども、本日、特にお気づきになった点や、確認しておきたいという点がありましたら、お伺いいたします。何かございますでしょうか。

奥水委員からどうぞ。

○奥水委員 2つ質問させてください。

関連するので質問いたしたいと思いますが、31ページに計画地の地質図というのがございます。この場所は夢の島と言っておりますけれども、都内から発生するごみによって埋め立てられた場所でありまして、その後、埋め立て完了後に夢の島公園になったわけですが、当初からごみの分解にともなって継続的に地盤沈下が起こっていることが言われておりまして、実際、起こっております。地盤沈下の過程で、ごみの分解発酵によってガスが発生するので、ガス抜きのためのパイプを公園の樹林地の中に立ち上げている。そういう処置をしたわけですが、質問は、このごみ分解による地盤沈下はまだ継続して起こっているのかどうか。また、ガスがまだ発生しているのかどうかということが一つでございます。

それから、当該地のアーチェリーの会場は3メートルの盛土をすることになっていて、この部分を見ますと、盛土によってまたさらに地盤沈下が起こるので、これを修正するという記述がありますけれども、盛土によって起こる地盤沈下に伴って、さらにまたガスが発生することがあるのかどうか。そのことが分かっているのかどうかということを御質問させていただきます。

以上です。

○柳会長 いかがでしょうか。事務局のほうでお願いいたします。

○オリパラ準備局 御回答いたします。

御指摘のとおり、廃棄物層のエリアでございますので、一応文献上では著しい地盤沈下は起こっていないのですけれども、少しずつ沈下しているというのは事実だと思います。

それから、ガスの発生につきましては、確認させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○柳会長 そもそも当時、どうして円形にしたのかというと、歴史的な背景があると思いますので、その点も含めてお調べになるとよろしいかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 今のガスの件なのですけれども、実は私、その隣の隣接地の研究所に十数年前まで、今は移転してありませんけれども、その当時、ガスの状態を測定した経緯があります。そこから発生しているということはほとんど心配ないと理解しておりますが、その辺はきちんと確認されたらよろしいと思えます。かなり年数がたっておりますので、通常では出ていないと理解できると思えますけれども、重ねて調べていただければと思えます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 「騒音・振動」についてのコメントです。

選定しなかった項目、その理由、25ページに「騒音・振動」の項目があります。内容的にはこれでいいのです。工事用車両の台数50台で極めて少ないという表現しかできないのですけれども、明治通りと湾岸線、首都高合わせても17万台/日となっておりますので、50台というと1,000分の1以下であるということですので、全く問題ないということで、これで結構です。

建設機械の稼働なのですけれども、これも東京都の指針もありますし、住居までの距離がうんと離れているということで、これでいいかと思えます。

最後に、もう一つコメントをさせていただきたいのは、樹木の伐採が400本ぐらいあるということで、伐採は結構チェーンソーを使ったりして大きな音を出すので苦情のもとになるのですけれども、この例でいくと、隣接したところに住居が全くないということですので、これもそんなに心配することはないだろうと思えます。

さらに言うと、これは最終的にチップ化して再利用ということなので、チップ化するのも、予定地から木材を運び出してどこかでチップ化するという考え方と、この場所でチップ化し

てしまうという考え方があるのですが、移動式破碎装置をよく使って材木をチップ化することがあるのですけれども、それも結構大きな音を出すと言われていています。でも、隣接した居住実態がないということですので、これも問題はないと思います。

加えて言うならば、私、専門ではありませんけれども、現地でチップ化したら、その現地の土に戻してやればもっと有効利用ができるのかなということです。これは意見ではありません。私の感想です。

以上です。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

今、チップ化の話も出ましたけれども、場所が江東区の木場ですので、もともとここは貯木場もありますし、木材組合もありますので、処理の仕方について地元と少し相談すると、いいアイデアが出るかもしれませんので、伐採したものを全てチップ化すればいいかというところ、利用の仕方としてはそれが一番妥当だとは考えられないところもありますので、そういうところをちょっと御相談されるとか、そういった横との連携、地元との連携をとってみるというのも、こういった実施アセスですので、よろしいのかなという気もしています。通常の処理の仕方だけでいいのかというところ、そこの工夫をお考えになるとよろしいかなという感想です。

ほかにいかがでしょうか。

中口委員、どうぞ。

○中口委員 中口でございます。

私が担当する部分は今日、直接ないのですけれども、「自然との触れ合い活動の場」のところ質問させていただきたいのですが、例えば108ページあたりに現状、円形広場がどう使われているかということの記述が予測結果のところ若干あるのですけれども、全体を通して夢の島公園全体でどういう自然との触れ合い活動が行われているかということは分かるのですが、円形広場自体のもうちょっと具体的な機能というか、例えばここで親子連れが弁当を広げているとか、そういう割合が高いとか、何か特定の役割を持っているのかどうかとか、あるいは、そういう特定の役割はなく、夢の島公園内で非常に平均的な使われ方をしているのか。その辺によっても影響の度合いは違ってくるのではないかと思うので、その辺、もしお分かりになりましたら、御教示いただければと思います。

○オリパラ準備局 御回答いたします。

103ページをご覧くださいませでしょうか。触れ合い活動の場の持つ機能の現況調査をした



結果を記載してございます。その中の③の「夢の島公園」というところに書いてございますが、現況調査をさせていただいた結果、多目的コロシアム、円形広場がございまして、家族連れの散策、休息、ボール遊びなどが見られました。一方で、周辺も含めました夢の島公園全体としての利用活動の場等、特異なものがあるかということ、あまり計画地の中だけで限定的なものは特段見られなかったと考えております。

以上でございます。

○柳会長 よろしいでしょうか。

○中口委員 利用者の量的なものは特に計測はしていないということですね。利用者がどれぐらいいたかとか、そういう量的なものは特に把握はされていない。

○オリパラ準備局 そうですね。利用実態としては確認しているのですけれども、定量的に何人というところまでは今回はカウントしてございません。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御質問がございませんので、次に移りたいと思います。

それでは、議事2、選手村についてです。環境影響評価書についての報告をお願いいたします。

○西沢施設輸送計画課長 私から報告させていただきます。

選手村の環境影響評価書の件でございますけれども、平成27年10月13日に、評価書案に対します審査意見書を受領いたしました。この評価書案の審査意見書を踏まえまして、評価書を作成いたしました。平成27年12月21日、環境局長に評価書を提出しているところでございます。

審査意見書を踏まえまして評価書における対応につきましては、本日お配りいたしました資料の資料2と書いてあるページ、表になっている部分にまとめてございます。

いただいた御意見のうち、例えば最初に載ってございますけれども「総括的事項」につきましては、選定しなかった項目の一部について、選定しない理由の説明が不十分であること、必要に応じて項目として選定して評価書に記載することといった御意見を頂戴いたしました。

それに対する対応としましては、右側になりますけれども、「移転」という項目を選定いたしましたことと「土地利用」という項目につきましては、今後の計画の熟度に応じて改めて環境影響評価の項目の検討をしていくこととしております。

また、評価書案がより一層分かりやすいものとなるよう、現地調査の結果の詳細ですとか、予測の基礎となる条件、算出過程、基礎情報などについても明確に整理するようというこ

とで、御意見をいただいていたところでございます。

これにつきましては、評価書のほうでは資料編というのを追加いたしまして、廃棄物、温室効果ガス、エネルギー、交通渋滞の4つの項目について、予測の基礎となる条件や算出過程などを明らかに記載しているところでございます。

その他の項目につきましても、表にまとめてございますが、それぞれミティゲーション等の追記を行っているところでございます。

簡単ですが、説明は以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、何かお気づきの点や御質問、コメント等ございますでしょうか。

この評価書の中では、現時点で予測評価の段階で不確実性のあるものや、工事中発生し得るような問題については、その後のフォローアップ報告書、こういった図書の中で明らかにすると書かれています。

いかがでしょうか。

それぞれ御担当のところ何かお気づきの点はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、興水委員、どうぞ。

○興水委員 全体として、ミティゲーションをきちっとやるとか、経緯、結果についてはフォローアップ報告書に記載するという、計画熟度がまだその段階にないので、そうするということの記述なのですけれども、それはそれでよろしいと思います。

全体の手続のところうろ覚えで忘れてしまったのですけれども、そのフォローアップ報告書がこの場に報告されて、何かそれを検討する場面というのはあるのでしょうか。その辺ちょっと忘れてしまったので、教えてください。

○柳会長 手続的にはこの委員会にかけるということになっております。

○興水委員 分かりました。

○柳会長 よろしいでしょうか。

特段の御発言がないようですので、その他として、前回の評価委員会で意見聴取を行いました東京ビッグサイトについて、準備局から状況をお聞きいたしたいと思います。

○西沢施設輸送計画課長 では、引き続きまして、東京ビッグサイトについて、現在の状況をお話しさせていただきたいと思います。

資料としまして、次の資料3という地図をつけてございますので、こちらも御参照いただ

ればと思っております。

東京ビッグサイトにつきましては、前回10月26日に、評価委員会におきまして、評価書案につきまして御説明させていただき、さらに、現地の視察などもしていただいたところでございます。

ただ、その後、状況の変更がございまして、11月になりまして、東京ビッグサイトにおける施設配置の計画に変更が生じたので、そのあたりの経緯を含めまして、説明させていただきたいと思っております。

図の左側に「立候補ファイル時」というのがございますけれども、東京ビッグサイトは立候補ファイルの段階では、フェンシングなど3つの競技と、国際放送センター、メイン・プレスセンター、通称IBC/MPCと呼んでおりますけれども、これらの会場として東展示棟、西展示棟、会議室などの全ての既存施設を使う計画でございました。それにさらに加えまして、拡張棟と呼ばれる建物を新たに増築して、MPCの専用施設としていこうという計画であったところでございます。「立候補ファイル時」という図の一番下にあります拡張棟にMPCという矢印がありますが、これを増築するという計画でございました。

ただ、その後、いろいろ状況が変わりまして、まず、競技会場という東1～3ホールにありました3つの競技が千葉県幕張メッセのほうに変更することになりまして、改めてビッグサイトの中の配置計画が検討されていたところでございます。11月でございますけれども、IOCとの調整の中で、競技会場が幕張メッセに移ったことで、ビッグサイト全体をIBC/MPCで使えることになりまして、IBC/MPCにつきましては、既存の東1～3ホール、東4～6ホール、会議棟、西1～4ホールの中で全ておさまるということが確認されました。

したがって、立候補ファイルにある拡張棟という部分は、オリンピックのときのMPCとして使うということがなくなったところでございます。この決定がされる前の10月に評価書案ということで出させていただいたところですが、その後、拡張棟がオリンピックの施設ではなくなるということになりましたので、今回、アセスとしては着手させていただいたところでございますけれども、このオリパラ環境アセスメントの対象からも除外するということになりまして、環境影響評価の手続を、評価書案までは出させていただきましたが、取りやめさせていただくことといたしました。

着手して進んでいる中で、御視察などもいただいた上での変更となりまして、大変申しわけないところでございますけれども、IOCのほうからの状況変更でございますので、御理解いただければと思っております。

なお、こちらのビッグサイト自体につきましては、今、拡張棟の話を申し上げましたが、ビッグサイト全体は大会のときにもMPC/IBCとして使われますので、改めて大会全体のビッグサイトの使い方という切り口での環境影響評価をまたさせていただくこととなりますので、今回はビッグサイトの拡張棟部分の建設という評価書案につきましては、取りやめさせていただいたところでございます。

なお、評価書案の公表と同時に都民意見の募集も行っておりましたが、11月18日の時点で中止いたしましたところでございます。11月18日までの都民からいただいた意見はゼロ件ということでした。

以上、報告でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について何か御質問ございますか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 配置計画の変更の図を見せていただくと、拡張棟がなくなって、これはそのとおりだろうと思うのですが、東新展示棟というのが新たに出てきて、これは新たに建設するのですか。そうすると、そこの部分についての評価をしなければいけない話になるのではないかと。これを単純に比べれば、これはまた別なものだということであればなのですが、ちょうどなくなったから、かわりではないのかもしれませんが、この図を見ると、立候補ファイル時のときに東新展示棟というものが入っていたのか否かというのが、そこら辺がちょっと変わっているの、ここの扱いはどうなるのでしょうか。

○柳会長 いかがでしょうか。

○西沢施設輸送計画課長 東新展示棟につきましては、東京ビッグサイトが大会の前になりますけれども、仮施設として今、整備している施設になります。立候補ファイルの段階では位置づいておりませんでした。その後、東京ビッグサイトのほうの検討で仮設として増床する施設ということになります。

アセスとの関係で行きますと、東京ビッグサイトとして全体の使い方、大会運営のアセスメントを行います。そのときに当然対象として入ってくるのかなと思っております。大会運営の際には東新展示棟もIBCとして使うということになると位置づいているところがございます。

○中杉委員 多分、拡張棟と比べれば、こちらが仮設であるということ、規模の大きさから考えて、あまり問題ないのだろうと思っておりますけれども、やはりつくる以上、それなりの活動

をやるので、そこら辺のところの説明をしておかないと、この図だけだと前の立候補ファイルのときの拡張棟を考えてやっていたものとは違うというか、今、あるものだけでやるわけではないので、やはり新しいものを何らかつくとすると、そこところは軽微だと考えられますけれども、何か評価をして書いておかないといけないのではないかと思います。全くないわけではないので。

○川道オリパラアセスメント担当課長 事務局でございます。

我々事務局のほうでも、アセスメントの対象にするかどうかということで、検討はさせていただきます。

結論としましては、しないという方向で整理をしたのですけれども、考え方といたしましては、まず、拡張棟のほうも、東新展示棟も、どちらももともとビッグサイトの展示場としての本来の業務の拡張という主目的で建てられるものということになっております。一方で、拡張棟のほうは、拡張棟ができ上がった後の利用がそのままMPCとしての利用に流れていくという、いわゆるオリンピックの開発と一体性があるかなということで、増築棟はオリンピックにかかわる工事であるという整理をして、アセスメントの対象にしたわけなのですけれども、一方、東新展示棟のほうは、オリンピックの話に先立って動き始めておりまして、主目的としましては、ビッグサイトができ上がってから20年近くたつということで、大規模改修の時期に入っているということで、大規模改修で改修している間、使えない部分の展示棟機能を補うための仮施設ということ、あらかじめ動いていたということになっております。

加えて、東新展示棟のほうは、拡張棟に比べまして、竣工、使用の開始が早いということで、オリンピックが始まる2020年に先立つこと1年か2年ぐらい前には使用開始する、供用開始するということになりますので、ビッグサイトの本来機能としての使用が1年ぐらい挟まるということになりますので、オリンピックの施設としての開発の間に通常の用途が挟まるので、工事にかかわる部分はオリンピックのアセスメントから切り離してよかろうという判断をしまして、東新展示棟についてはオリンピック・パラリンピックアセスの対象外という整理をさせていただきます。

○中杉委員 その経緯は了解しましたけれども、この立候補ファイル時の図面の中に東新展示棟の建物も記載しておけば、そこら辺のところは問題がないのだろうと思いますけれども、ちょっとこれだけ見ると、拡張棟をつくらないかわりに新たに東新展示棟をつくるというような感じで捉えられかねないので、そこら辺を分かりやすく説明していただいたほうがよろしいかなと思います。

○川道オリパラアセスメント担当課長 ありがとうございます。

今回のIBC/MPCにつきましても、当然、今、ビッグサイトとして使っているものに加えて、オリンピック・パラリンピック大会開催に向けて仮施設等がこれから整備されますので、それについては恐らく何らかの形でアセスメントの対象になろうかと思imasので、そういった図書を作成したりする際には、今、おっしゃったようなことを反映して、誤解のないような記述になるようにしてまいりたいと考えております。

○柳会長 今の説明ですが、ここの東新展示棟についてはフォローアップ報告書に記載するといひますか、フォローアップ報告書を作成する中に入れてあると考えていてよろしいのでしょうか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 フォローアップ報告書というお話になるのですけれども、まず、前提としまして、ビッグサイトの拡張棟の工事の影響にかかわるアセスメントというのは取り下げという形にさせていただきましたので、これに関するフォローアップはないと考えてございます。

一方で、仮施設の建設工事にかかわるアセスメントであったり、あるいは大会の運営にかかわるアセスメントというのは別途これから検討してまいりますので、それについてはアセスメントの評価書案を出させていただきまして、アセスの評価書ができて、それに従うフォローアップが行われることになろうかと思imasので、その際には東新展示棟なども含めた内容でフォローアップという流れになっていこうかと考えております。

○柳会長 どうぞ。

○稲生委員 ちょっと経済関係から発言をさせていただければと思imasのですが、資料3を拝見して、先ほどの議論、やや混乱しているのですが、立候補ファイルのときには拡張棟をMPCで使う予定だったものが、今回の配置変更に伴いまして、拡張棟は使用範囲から除外ということになりますと、施設整備費とか財政負担ということになった場合には、ここの部分は小さくなる。

他方、先ほど議論がありました東新展示棟につきましても、そもそも展示のほうの本来業務で対応するということになりますので、この部分については財政的にはニュートラル、つまり、波及的にもニュートラルと、もちろん人が来るので、その部分は波及するかもしれませんが、整備費に関してはニュートラルという理解でよろしいのでしょうか。

○西沢施設輸送計画課長 オリンピックにかかわるオリンピックの施設整備費という観点では、拡張棟につきましても、そこから外れるといひましようか、なくなることになります。

ただ、拡張棟自体はビッグサイトの展示機能拡張のためにビッグサイトとして、あるいは都の産業労働局として建設を進めてまいります、オリンピックの経費という意味では、おっしゃるとおり外れます。

東新展示棟につきましては、これはもともと東京ビッグサイトのほうのお金で、ビッグサイトの機能拡張、先ほど説明がありましたが、計画修繕のときの代替展示スペースとして、東京ビッグサイトのニーズで、東京ビッグサイトのお金で建設していくものということですから、当初からオリンピックの財政の中には位置づいていない施設ということになります。

○稲生委員 ありがとうございます。

もう一点質問させていただきたいのですが、立候補ファイルのときには、東1～3ホールについては競技会場となっていた。これから幕張になるということで、東京都さんと考えた場合には、何らかの事業費みたいなものが減る形になるのですか。あまり関係ないですか。

○西沢施設輸送計画課長 東京都という限定でいきますと、実はあまり関係ないです。というのは、ビッグサイトの東1～3ホールというのはもともとできているホールですので、そこに大会運営のための仮設物を大会組織委員会のほうで整備するという位置づけになっていたものが、幕張メッセにいきましても、幕張メッセは既にあるホールに、同じように組織委員会のほうで仮設物を設営して、大会を運営するということになりますので、新たな都のお金で整備するという計画はもともと東1～3についてはなかったということになります。

○稲生委員 分かりました。

そうすると、これからどう整理するか、将来的に出てくると思うのですが、要するに、立候補ファイルのときに考えていた経済波及的な数値と、最終的にいろいろなミクロな変更が行われて、最終的な会場がいろんなところででき上がってくる。その違いというのでしょうか、当初の予定の施設整備費の金額と、配置変更の後の全体の数値、同じように波及させたときの金額の違いみたいな、これは一覧性を持った形でこちらのほうでチェックできるという理解をすればいいのか。あるいは、あくまでも配置計画変更の後の波及、あるいはトータルの整備費という形でしか見られないのか。この点はまだかもしれませんが、どう整理なさろうと想定されているのか。もし、決まっているのであれば、教えてください。

○西沢施設輸送計画課長 申しわけありません。今の時点では、まだ明確にどのような形ということまでは検討、整理ができてございません。

○稲生委員 こちらからの要望としては、当初の計画とどう変わっていったのかというのは、恐らく都民感覚からしても知りたいという御意見もいただくとお思いますので、できるだけそ

こちら、きちんと変更前、変更後の仕上がりの数値が分かるように整理をお願いしたいと思いますので、ぜひ内容を含めまして、御検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

特に今の点は、今、アセスの対象は施設でやっていますが、全体計画と競技についてもアセスをするということになっていますので、全体計画のときに社会経済的な要素は特に重点を置いて評価をするという形になっておりますので、特にそのときに、しっかりと変更前と変更後という、こういった変更事情があったものについても分かりやすく整理していただくとうれしいと思います。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 ビッグサイト以外で。

国立競技場の件について、ちょっと本日の議題には入っていませんけれども、一言だけ申し上げます。

先日、当初の計画が中止になりまして、新規の計画がこうして先ほど決まったのでございますけれども、旧競技場の評価書案で、私の担当は「史跡・文化財」なのですが、評価項目に入っております、それが多分半年以上おくれたことになるわけです。そうしますと、私の担当しております、特に埋蔵文化財については新案件について、新しい建物について評価書案ができて、それ以降にそれを審議して、その後に埋蔵文化財があるかないかとか、そういうことを動き始めたのでは間に合わないのではないかという心配をずっとしてございまして、今回、建物を建てる場所が、一番端ではあるのですが、江戸の御府内、朱引の中に一応入っておりますので、江戸時代の遺構あるいは遺物が出てくる可能性があるわけですね。

ですから、私の個人的な意見としては、評価書をどうこうするより前に、至急、地元は新宿区でございますから、協議を始めて、例えば試し掘りといいますか、予備調査といいますか、何でもいいのですけれども、そういうものをして、遺構の存否確認をして、もし見つければさっさとやってしまう。新しい計画の評価書案が出るころには、済みましたというようなスピードでやっていただかないと、壊れている可能性もあるのですけれども、ひょっとして間に合わなかったらどうするかという心配があったものです。

ただ、漏れ伝わったところで伺いますれば、既に新宿区と検討を始めているようなことも伺っておりますので、それを加速して、何しろ埋蔵文化財の調査というのは、場合によって



は時間がかかる。半年のものを1カ月にするというわけにいかないので、なるべく早くやっていただけたらと、評価書案以前にやっていただく必要があるのではないかと考えておりますので、御検討いただけたらと思います。

以上です。

○柳会長 今の寺島委員の意見について、事務局のほうで補足していただきたいのですが、基本的に新国立競技場については手続をやり直しするということですから、調査計画書段階からもう一度図書をつくり直すというのが一般的だと思うのですが、そうしないということであれば、その点の説明を最初にしておいたほうが、今の御懸念に対する払しょくにもなると思いますけれども、いかがでしょうか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 新国立競技場の件につきましては、本来、今回の場で国のほうの動き、JSCのほうの動きとしましては、事業者が1社に絞られて契約手続中ということなので、何かしら御説明できればよかったですのですが、まだ事業者側との契約の話をしている段階ということで、確固たる情報が我々のほうに来ていないということもございまして、アセスの手続も含めて、今日この場ではあまり詳しいことは言えないのですが、次回の評価委員会のこの場のころまでに、その辺も含めて宿題とさせていただいて、検討させていただいて、何かしら御報告できればと考えてございます。今日のところはそこまでということで御理解いただければと思います。

○柳会長 寺島委員、そういうことですが、よろしいでしょうか。

○寺島委員 結構でございます。懸念しているということだけお伝えしたかったということでございます。

○柳会長 それでは、よろしいですか。

本日の議事は以上をもちまして終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(午前11時18分閉会)